

新潟翠江高等学校（定時制課程） 生徒心得

自らの生活を豊かにし、一人ひとりが快適で安心した学校生活を送ることができるように、ルールを守ってください。法を犯したり、他人に迷惑をかけたりすることなく、思いやりを持ち、自らの言動に責任を持って行動しましょう。守れない場合は、特別な指導を行うことがあります。

（１）生活のきまり

① 礼 儀

互いに人格を尊重する。言葉づかいは丁寧にし、本校職員・来校者および生徒間で挨拶を心がける。

② 身だしなみ

- a) 本校に制服はないが、本校生徒としての品位を保つように努める。学習する場にふさわしい身だしなみにし、華美にならないようにする。
- b) 指導の基準として、安全面、衛生面、健康面等を考慮する。
 - （ア）頭髮は清潔を第一とし、染脱色、パーマ、つけ毛等はしない。
 - （イ）化粧・マニキュアや、ピアス・指輪・ネックレス等の装飾品を身に付けない。
 - （ウ）肌の露出をおさえ、肩、胸元、腿を出さない。スカートは膝丈を基準とする。
 - （エ）他校の制服を着用する際には、他校のものとわかるもの（ネクタイ、リボン、バッジ、エンブレム、ボタン等）は取り外すか、別のものにつけかえる。
 - （オ）変形学生服、スウェット上下、作業服、つなぎ服等は着用しない。
- c) 履物は、校内では学校指定の運動靴を購入し使用する。
- d) 式典時や校外活動では、通常の学校生活とは別に、その場にふさわしい服装を心がける。

③ 登校・下校

- a) 登校すべき時間までに登校し、その日受講する全授業が終了するまでは校外へ出ることができない。校外に出る場合は学級担任に申し出て、「外出・早退許可証」をもらう。授業終了後はすみやかに下校する。放課後の活動で残る時も、活動終了後すみやかに下校する。17時を下校時刻とする。
- b) 登下校途中では、交通規則・マナーを守る。スマートフォンの操作やイヤホンを使用しながらの運転や歩行をしない。また他人の迷惑になる行為はしない。
- c) 交通事故に遭ったり、不審者による被害を受けたりした時はすぐに警察と学校へ連絡する。

④ 授 業

- a) 授業時は決められた席で学習に取り組み、私語や廊下で騒ぐ等、他への迷惑行為をしてはならない。
- b) 授業、考査においては、その場にふさわしい態度で真剣に取り組む。
- c) 授業、考査時の通信機器の使用は原則禁止とする。ただし、授業担当者が許可した場合は、使用を認める。使用にあたっては本校が定める使用規定を守り、節度を持った姿勢で臨む。
- d) 授業以外での教室を無断で使用しない。また、冬期間に無許可でストーブを使用しない。
- e) 授業の空き時間は、ラウンジで過ごすことができる。授業を休み、ラウンジを使用する場合は担任の許可を必要とする。ラウンジを使用する際は、公共物の扱いやゴミの始末等マナーを守る。

⑤ 風 紀

- a) 学校生活に不必要な物品や、多額の金銭等を校内に持ち込まない。
- b) 貴重品は必ず身につける。自己管理が不安な生徒は学級担任に保管を願い出る。
- c) ロッカー（個人用と下足箱）には必ず鍵をかけ、私物の管理をきちんとし盗難防止につとめる。鍵は各自で管理し、スペアキーを学級担任に預ける。
- d) 金銭、その他の物品を紛失または拾得したときは、ただちに届け出る。
- e) 下記の事項は厳禁する。警察の指導を受けなければならない事態は、直ちに学校へ報告する。
 - (ア) 暴力行為、窃盗（万引）、占有離脱物横領、薬物使用、授業妨害、指導無視、公共物破損、不正行為
 - (イ) 喫煙、飲酒およびそれらの類似行為。喫煙、飲酒の同席やそれらに関わる物品所持、ライター・マッチ・電子タバコ等の所持
 - ※成人でも校地内での喫煙はできません。
 - (ウ) 携帯電話やインターネットによるブログやSNS（LINE、旧ツイッター・現Xなど）への不適切な掲載（動画、画像、他人の誹謗中傷となる内容の書き込み、個人情報）
 - (エ) 出会い系サイトの利用
 - (オ) 高校生としてふさわしくない場所（居酒屋・ギャンブル遊技施設等）への出入り
 - (カ) 金銭や物品の貸し借り
 - (キ) 校地内での電化製品の充電
- f) 学校に外部の友人・知人を呼び入れない。
- g) 生徒に対する電話の取り次ぎは、急を要する場合以外は行わない。
- h) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持つて行うこと。

⑥ 就 労（アルバイト）

- a) 「就労届」を提出する。未成年者は保護者の許可を得ていること。
- b) 本校入学前より既に就労している者は4月中に「就労届」を提出する。
- c) 学業が優先であり、学校生活に支障がないようにする。
- d) 満18歳未満の者は22時～5時の深夜就労は労働基準法上禁止されているため注意すること。
- e) 考査時には仕事を休めるよう、職場関係者に理解を求めておく。
- f) 離職・転職の際には再度届け出る。

⑦ 集会・掲示

- a) 校内において、集会の開催、校外行事の開催、校外団体の活動、その他校外に関する諸活動をする場合は、学校長の許可を受ける。
- b) 校内での掲示および刊行物の発行、発売は学校長の許可を受ける。

（２）交通関係

① 自転車登録について

- a) 通学手段として、自転車を希望する場合は、自転車通学登録票を提出する。最寄りのバス停や駅までの利用であっても自転車通学登録票を提出すること。
- b) 自転車通学登録票の提出後、生徒指導部交通係からの点検を受け、ステッカーの貼付を受ける。
- c) 本校まで自転車で通学する場合は、本校駐輪場の指定されたスペースに施錠してとめること。

② 運転免許取得について

- a) 自動二輪免許取得と自動二輪免許取得のための教習所通学、運転および同乗は認めない。(※他校からの転編入生や成人の既取得者も、在学中は校則に従い乗車を控えること。)
「原付」免許および自動車免許の免許取得と通学は許可する。
- b) 自動車については免許取得前に「自動車学校入校願」を、取得後に「運転免許証取得報告書」を届け出る。学級担任を通じて生徒指導部交通係に提出する。
- c) 原動機付自転車（以下「原付」）については、免許取得後に「運転免許取得報告書」を担任を通じて生徒指導部交通係に提出する。
- d) 本校入学前に既に免許を取得している者は、4月中に「運転免許証取得報告書」を提出する。
- e) 自動車学校への入校は、学校の授業を最優先する。

③ 通学（「原付」・自動車）について

- a) 「原付」、普通自動車による通学を以下の条件で許可する。希望者は申し出て学校の許可を得ること。
ただし自動二輪での通学は認めない。
- b) 「原付」通学、自動車通学時での事故は、基本的には日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外である。（状況により給付される場合があるので、事故の際には速やかに届け出る。）
- c) 「原付」通学者・自動車通学者は、運転実技講習会に参加する。原則として欠席者は、補講を受講しないと通学許可を取り消す。
- d) 「原付」通学について
 - (ア) 「原付」通学を希望する者は、「運転免許証取得報告書」を提出済であること。
 - (イ) 申請者は「原動機付自転車の通学条件」を受け取り、内容を確認する。
 - (ウ) 許可を受ける際は、「原動機付自転車通学許可願」とともに運転免許証の写し、自賠責保険証の写しを提出する。また、地図に通学経路を朱書き提出する。
 - (エ) 生徒指導部交通係はヘルメットと車両を最終点検（改造・整備不良等）システッカーを車両に貼る。尚、ヘルメットは学校指定のタイプとする。
 - (オ) 許可後に「原動機付自転車通学誓約書」を提出する。
 - (カ) 路面凍結時や降雪時は、原動機付自転車の通学を原則として禁止する。
 - (キ) 車両通学許可は卒業まで継続する。変更事項が生じたら再申請する。
 - (ク) 申請登録車両は1台までとする。
- e) 自動車通学について
 - (ア) 自動車通学を希望する者は、「運転免許証取得報告書」を提出済であること。
 - (イ) 申請者は「自動車通学希望者確認事項」を受け取り、内容を確認する。
 - (ウ) 「自動車通学許可願」に必要事項を記入し、生徒指導部交通係との面談後決定する。その際、運転免許証の写し、車検証の写し、任意保険証の写しを提出する。
※不慮の事故等に備え、必ず任意保険に加入する。
 - (エ) 許可を受ける際に生徒指導部交通係が車両の点検をする。また、地図に通学経路を朱書き提出する。
 - (オ) 自動車通学許可については1年毎の更新とする。その際、運転免許証の写し、車検証の写し、任意保険証の写しを提出し、通学経路の確認をする。
 - (カ) 申請登録車両は1台までとする。
- f) 交通違反・事故について
交通違反や事故を起こした時は、速やかに届ける。内容によっては、特別指導を行うことがある。

④ その他

- a) 適切に車両を管理する
 - (ア) 所定の車両置き場に止め、必ず鍵をかける
 - (イ) 登録以外の車両には乗ってこない
- b) 次の場合は学級担任に申し出ること
 - (ア) 登録車両が破損されたり盗難にあたりたりした場合
 - (イ) 登録車両を変更する場合
 - (ウ) 登録以外の車両で通学したい場合
 - (エ) 登録車両での通学をやめる場合
- c) 安全運転を心掛けること
 - (ア) 交通法規を守る
 - (イ) 定員外乗車をしない
 - (ウ) 常に整備を心がけ、改造や不必要な装備はしない
 - (エ) 校地内での無駄な空ふかし、クラクションはしない
 - (オ) 車両の貸し借りはしない
 - (カ) 自動車通学者は登下校時に生徒を同乗させない
- d) 特定事由（車検・修理故障）を除き通学車両は1台とする。自動車、「原付」両方での通学は認めない。

（３）諸届について

就労届、自動車学校入校願、運転免許証取得報告書、原動機付自転車通学許可願、原動機付自転車通学誓約書、自動車通学許可願、自動車通学誓約書については、保護者・担任を通して学校に提出すること。